

住宅・建築施策に関する提言

地域の実情に応じた良好な居住環境等を確保するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修等に係る財政措置を拡充すること。

2. 空き家等対策の推進
 - (1) 空き家等の流通・利活用をはじめ、都市自治体に取り組む空き家等対策に係る財政措置を拡充するなど、その取組が一層推進されるよう積極的に支援すること。

また、特定空家等に該当しない空き家についても、地域の実情に応じて対策を講じることができるよう必要な検討を行うこと。
 - (2) 管理不全空家の運用について、その認定や指導・勧告の判断を都市自治体が適切に実施できるよう、判断基準及び事務処理方法を指針等によって示すこと。
 - (3) 緊急安全措置を含む空き家の円滑な除却等に資するため、財政措置を拡充するなど、積極的な支援措置を講じること。

また、ホテルや工場等の大規模な空き建築物の除却・安全対策についても、十分な支援を講じること。
 - (4) 特定空家等の発生を抑制するため、空き家所有者に適正管理・利活用等を促す制度の充実を図るとともに、都市自治体による財産管理人選任申立に係る予納金の免除や技術的支援など、その解消に向け、十分な支援を講じること。

3. 住宅・建築物の脱炭素化に当たっては、複数年度の支援総額の明示により早期着手を可能とするなど、補助制度の拡充を図るとともに、地域的制約にも対応した技術開発に係る支援をはじめ、温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材の積極的な活用、地域の中小工務店等の施工技術向上や人材育成、国費による十分な財政支援など、必要な措置を講じること。

4. 住宅・建築物アスベスト改修事業については、令和5年度末までとされている市町村所有分建築物に係る除却工事の着手期限を延長するとともに、対象要件を緩和すること。

また、含有調査及び除却等が確実に推進されるよう、事前調査の周知や財政措置の拡充など、十分な支援を講じること。

5. すべての人が安全に安心して利用できる施設の整備に向け、建築物関連施設のバリアフリー化が推進されるよう、十分な財政措置を講じること。